

平成21年3月13日

各 位

会 社 名 株式会社シャルレ
代表者名 代表執行役社長 岡本 雅文
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 管理本部長 奥平 和良
TEL (078) 792-7134

機関設計変更（監査役会設置会社への移行）に関するお知らせ

当社は、平成21年3月13日開催の取締役会におきまして、機関設計変更（委員会設置会社から監査役会設置会社への移行）することにつき、決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 機関設計変更の理由

- (1) 当社が委員会設置会社（平成18年6月28日付）へ移行した当初の目的は、事業子会社を複数持ち、事業規模の拡大に対応して企業統治を強化し、迅速な意思決定を行うことを目指しておりました。しかしながら、業績の低迷が続いたためギフト事業の譲渡を行い、また、本業である婦人下着等卸売り販売事業の再構築を目指し、事業持株会社（平成20年10月1日付で吸収分割による）に移行している現状においては、当初の委員会設置会社へ移行した目的が薄れてしまっている。
- (2) 当社の規模を鑑みると、取締役の選任人数も限られ、その結果、監査委員会の委員が取締役会の過半数を占めることが予想され、自己監査となることから、委員会設置会社の要である監査委員会の牽制機能が十分に発揮できない可能性がある。
- (3) 当社の普通株式に対する公開買付け（MBO）における利益相反行為が生じた一因としては、創業家以外の取締役が全て社外取締役であり、かつ、非常勤であったため、社外取締役らに対する情報伝達が不十分であったことも挙げられるので、常勤監査役の設置が義務づけられる監査役会設置会社の体制の方が望ましい。
- (4) 委員会設置会社においては、取締役の任期は1年であることから、毎期、社外取締役を、複数名選任しなければならないが、当社の規模および現状を考えると人材の確保が難しい。

※当社からの機関設計変更に関する諮問に対して、ガバナンス監視委員会より、機関設計変更は不相当とは認められないとの答申書を受領しております。

2. 大阪証券取引所に提出した改善報告書への記載内容の変更について

当社は、平成20年12月19日付にて大阪証券取引所に提出した改善報告書において、「後任の取締役候補者を速やかに選定し、平成21年4月末ころまでを目途に臨時株主総会を開催し、取締役選任議案を決議できるよう努めてまいります。」と記載しておりましたが、上記1「機関設計変更の理由」により、取締役の選任議案の決議については、臨時株主総会から、平成21年6月下旬開催予定の定時株主総会において、監査役会設置会社への移行（取締役並びに監査役の選任）に合わせて行うことといたします。

なお、候補者につきましては、決定次第お知らせいたします。

添付資料：答申書（平成21年3月9日 ガバナンス監視委員会）

以 上

平成 21 年 3 月 9 日

株式会社シャルレ 御中

答 申 書

株式会社シャルレ
ガバナンス監視委員会

委員長 稲 葉 威 雄

委員 竹 原 相 光

委員 河 津 博 史

当委員会は、貴社からの諮問事項に対して、下記のとおり答申する。

1. 諮問事項

- (1) 貴社が監査役会設置会社へ移行することについての相当性
- (2) 貴社が監査役会設置会社への移行及び後任役員を選任について、平成 21 年 6 月開催の貴社定時株主総会に付議することについての相当性

2. 結論

諮問事項(1)及び(2)について、これを不相当とする理由は認められない。

3. 理由

(1) 諮問事項(1)について

ア 貴社が監査役設置会社へ移行すべきであるとする理由

貴社は、貴社が監査役会設置会社へ移行すべきであるとする理由として、概要、以

下の点を挙げる。

(ア) 貴社が平成 18 年 6 月に委員会設置会社へ移行した際の理由が、現在は薄れてしまっていること

貴社は、シャルレ事業（婦人下着等卸売り販売事業）、エニシル事業（ギフト事業）の他に、事業子会社を複数持ち、事業規模の拡大に対して企業統治を強化し迅速な意思決定に対応することを目的として、平成 18 年 3 月開催の臨時株主総会において会社分割を行い、婦人下着等卸売り販売事業を新設会社に移管することにより、貴社は純粋持株会社となり、平成 18 年 6 月の定時株主総会において委員会設置会社に移行した。

しかしながら、各事業は当初の計画ほど成長することができず、業績も下降傾向が続いたため、赤字が続いていたエニシル事業（ギフト事業）については、新設分割により他社に譲渡を行い、本業であった婦人下着等卸売り販売事業を中心に再構築を目指して行くことになり、再度、上記新設会社から会社分割によって、婦人下着等卸売り販売事業を承継し、平成 20 年 10 月 1 日付けで事業持株会社となった。

したがって、当初は、事業子会社を複数持ち、事業規模の拡大に対して企業統治を強化し迅速な意思決定に対応することを目的として委員会設置会社に移行したが、貴社自身が事業持株会社として本業である婦人下着等卸売り販売事業の再構築を目指すという現状においては、当初の委員会設置会社へ移行した目的は薄れてしまっている。

(イ) 会社の規模に鑑みると、多くの取締役を選任できない結果、監査委員会の機能が十分に発揮できない可能性があること

貴社の規模に鑑みると、多くの取締役を選任できない結果、監査委員会の委員が、取締役会の過半数を占めることになることが予想され、自己監査となることから、委員会設置会社の要である監査委員会の牽制機能が十分に発揮できない可能性がある。

(ウ) 常勤で監査を行う者の必要性

貴社株式に対する有限会社サザンイーグルと有限会社オットーによる貴社普通株式に対する公開買付け（以下「本件 MBO」という。）における利益相反行為（以下「本件利益相反行為」という。）が生じた一因としては、創業家以外の取締役が全て社外取締役であり、かつ、非常勤であったため、社外取締役らに対する情報伝達が不十分であったことも挙げられるので、常勤監査役の設置が義務付けられる監査役設置会社となることが望ましいとも考えられる。

(エ) 人材確保の問題

貴社が委員会設置会社を維持していく上では、1年任期の社外取締役を、毎期、複数名選任しなければならないが、当社の規模などに鑑みて、人材確保の面から考えて難しい面があることは否定できない。

イ 当委員会の判断

一般論として、委員会設置会社は、執行役による迅速な業務執行を行うことに資する機関設計であり、取締役会は、社外取締役が必須のメンバーであり、業務執行決定は原則として行わず、その監督・監視を主な任務とする。大規模かつ複数の事業を営む会社において採用されている例が多いが、小規模な事業や単一の事業を行う会社においては、必ずしも適切な機関設計ではない場合もある。

貴社の場合、貴社が指摘するとおり、貴社が当初、委員会設置会社へ移行した際の目的は薄れてしまっており、また、貴社の規模に鑑みると、社外取締役についての人材確保について難しい点があることは、事実として認められる（現に後任社外取締役の選定が難航している状況も認められる）。

そして、監査については、監査委員会のメンバーとしてふさわしい人材が確保できるかという問題のほか、委員会設置会社の監査は、内部統制体制の確立が前提になるが、貴社の内部統制体制が十全なものであるとはいえない。また、貴社の規模等の実態からみると、業務執行と監督とを分離することは、必ずしも効率的な体制ではなく、業務執行取締役を主体とする取締役会において、業務執行を決定するとともに、取締役会が監督機能をも有するものとする（取締役は相互監視義務を負う）ことのほうが、より有効なガバナンスであるとも考えられる。

他方で、委員会設置会社と監査役設置会社とで、いずれがガバナンス確保の点から適切であるか、ということは一概に述べることはできず、結局のところ、適切な監査を期待できる人材を適材適所に配置できるかという人の問題が大きく、必ずしも機関設計の問題ではない（取締役会が業務執行決定を行わないのであれば、自己監査の問題は起こらない）。しかし、貴社において、主として監督を行う機関としての取締役会を構成する取締役の人材確保に困難が認められることは、上記のとおりである。

そして、本件の場合には、大株主である創業家からの圧力によってガバナンス体制が不当に歪められることのないように配慮する必要があるが、この点については、株主総会において解任されない限り、4年間の任期がある監査役による監査の方が、任期が1年の監査委員よりも、実効的な監査が期待できるとも考えることも可能である。

もともと、これも人材いかんによることはいうまでもない。貴社の場合、監査役設置会社に移行する場合、監査役会設置会社になる。その場合、専任の監査役（常勤監

査役)が確保され、社外監査役も置かれる。ここに適任者が確保できれば(常勤者による情報収集・他の監査役・取締役会への情報伝達・それに基づく判断がいずれも適切に行われること)、ガバナンス体制は現状より強化されることが期待できる。

したがって、当委員会としては、上記を勘案の上、株主総会に対して、監査役設置会社への移行を諮ることについては、貴社取締役会の裁量を逸脱するものではないと考え(当委員会も、引き続き、その移行の過程の適正が確保されるように努める所存である)、上記結論のとおり答申する。

(2) 諮問事項(2)について

貴社は、株式会社大阪証券取引所に提出した平成20年12月19日付改善報告書において、「後任の取締役候補者を速やかに選定し、平成21年4月末ころまでを目途に臨時株主総会を開催し、取締役選任議案を決議できるよう努めてまいります。」と記載している。

したがって、合理的な理由なく、上記改善報告書の記載を撤回すべきではないと考えるが、本件において、貴社は、監査役設置会社への移行と合わせて新経営体制について株主総会の承認を得ることを目的として、平成21年6月開催の定時株主総会において諮ることを考えているところ、新体制に移行するのであれば、できるだけ早期に行うことが望ましいが、他方で拙速になってはならない。そのための準備期間を考えると、当委員会の監視の下に、6月まで現体制を維持することになることも、不合理ではなく、やむを得ないものとする。

したがって、当委員会としては、監査役設置会社への移行及び後任役員の選任について、平成21年6月開催の貴社定時株主総会に付議することは、合理性が認められ、不当ではないと考え、上記結論のとおり答申する。

以 上